

答申第146号
令和7年2月27日
(諮問公第169号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、不開示とした部分のうち、別表2記載の「開示すべき部分」については、開示すべきである。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の経緯

審査請求人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和6年5月2日付けで、「平成3年度～令和4年度の原子力防災情報交換会に関する資料の一切。電磁的記録を含む。発言録など議事録を含む。」の公文書開示請求を行った。

これに対し実施機関は、令和6年5月17日付け原安第28号で、公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。なお、本件処分の内容は、別表1のとおりである。

その後、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、令和6年5月29日付けで審査請求がなされたものである。

(2) 審査請求の趣旨

別表1の対象公文書3～8，10の開示を求めるというものである。

(3) 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論書において述べている審査請求の主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 「議題の一覧」や「更に聞きたい内容」、「各議題の議論の流れ」、「議題回答」、「原子力規制庁の回答」、「議事録」は住民の円滑な避難を目指して、住民のために交わされた議論や意見であり、どういう議論や意見があったのかは、避難で自助や公助が求められる住民に知る権利があり、住民が知ることは公益に資する。避難計画の実効性の向上にあたり、その過程の一部を住民に知らせないのは、住民をないがしろ、無視していることになるため。また、出張復命書と会議復命書も、住民の円滑な避難に向けた住民のための会議の記録で、住民には知る権利があり、避難計画の実効性の向上にあたって会議の過程を知らせないのは住民をないがしろ、無視していることになるため。

イ 原子力規制庁や鹿児島県、内閣府などが参加して2013年11月5日にTV会議システムで開かれた「地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム（川内地域）第1回会合」や、2013年12月13日に原子力規制委員会13階会議室Aで開かれた「第5回

道府県原子力防災担当者連絡会議」について、内閣府は情報公開請求に対して、それぞれ各県や原子力規制庁がどのような発言をしたか、分かる形の議事概要や議事録を公開している。その内容はいずれも検討段階の項目だったが、公開により率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれたり、特定の者に不利益を及ぼしたりすることはなかった。

ウ また、他県では、情報公開請求に対し、道府県原子力防災担当者連絡会議の復命書や地域原子力防災協議会作業部会の議事録を開示している自治体もある。

開示による混乱はなく、鹿児島県の「当該情報を公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不利益を及ぼすおそれがある」という主張は過大評価と言える。

エ 「不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ」について、内閣府は未確定な情報が含まれている「道府県原子力防災担当者連絡会議」や「地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム合同会合」の議事概要や議事録を公開している。そのうえ、2011年の東京電力福島第1原発事故を受けて、県民の原子力災害の意識は高まっている中で、鹿児島県や関係市町は訓練や広報などを通じて啓発活動をしている。このため、原子力災害に関する県民の理解力は深まっていると言え、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせる状況にはなっていない。

3 審査請求に対する諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関から提出された弁明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 原子力防災情報交換会は、原子力発電所を中心として概ね30kmの範囲内にある24道府県で構成され、各道府県の原子力防災対策関係部所職員の職員が出席しており、国の関係機関である内閣府、原子力規制庁をオブザーバーとして参加させることができる。議題については、各道府県の原子力防災対策に関する課題などを持ち寄っている。会議内容については、ホームページ等への掲載は行っておらず、24道府県及び内閣府、原子力規制庁の原子力防災対策関係部署のみで共有している情報である。
- (2) 原子力防災情報交換会は「原子力防災対策に関する共通する課題や地域特有の課題への対応などについて情報交換を行い、道府県相互に情報を共有することや道府県の連携強化を図り、原子力防災対策の充実強化に資することを目的」とした、担当者同士の意見交換の場である。

そのため、会議の内容には、検討段階の未確定の情報も含まれており、公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。また、公になった場合、公になることを危惧して、今後の率直な意見交換が妨げられるおそれがあることから不開示である。
- (3) 当該情報は、県の機関等相互間における検討に関する情報又はまとめたものであって、

公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるものであることから不開示である。

- (4) 「地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチーム（川内地域）第1回会合」については、川内原子力発電所に起因する原子力災害に関し、鹿児島県及び関係市町の地域防災計画・避難計画や国の緊急時における対応をまとめた「川内地域の緊急時対応」を作成するための会合であり、副知事が構成員となっている。当会合は、公開を前提としており、会議資料や会議要旨も内閣府ホームページに公開されている。また、「道府県原子力防災担当者連絡会議」については、内閣府主催の説明会で、道府県担当者に規定事項を伝達する場であり、調整を要する事項に関する言及はないため、会議内容を開示しても、県民の誤解や憶測を招き、混乱を生じさせるおそれはないことから開示されているものである。いずれの会議も「原子力防災情報交換会」とは趣旨が異なる会議であると考ええる。
- (5) 原子力防災情報交換会は、担当者同士で共通する課題や地域特有の課題への対応などについて情報交換を行い、道府県相互に情報を共有するための会議である。会議内容を公にすることにより、決定事項、未確定事項、様々な情報が一人歩きし、県民に混乱を生じさせるおそれがある。また、他道府県の回答を鹿児島県が開示し、他道府県住民に誤解や憶測を招いた場合、本県で状況を把握し対処することは困難である。
- (6) 担当者同士の情報交換会により、原子力防災業務を進めるにあたり、事務レベルの有益な情報を得ることが多いものであるが、外部に公になるということであれば、今後、率直な意見交換が損なわれるおそれがあることから不開示とした。
- (7) 各道府県の避難計画の策定状況などは公になっているものであるが、その検討状況といった細かいものまで公になっているものではなく、途中段階の未確定な情報が公になることで、混乱を生じさせるおそれがある。
- (8) 原子力災害対策編も含めた鹿児島県地域防災計画の修正については、鹿児島県防災会議において承認される必要があるが、会議資料については、県ホームページにおいて公開しており、請求人の「住民をないがしろ、無視している」との主張は、開示すべき理由には該当しないと考える。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和6年7月25日	諮問を受けた。

9月12日	諮問実施機関から弁明書の写しを受理した。
10月14日	諮問実施機関から反論書の写しを受理した。
12月18日	諮問の審議を行った。(諮問実施機関から処分理由等を聴取)
令和7年1月22日	諮問の審議を行った。
2月26日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件対象文書について

本件処分に係る対象公文書として実施機関が特定したのは、別表1に掲げる対象公文書1から10までの公文書である。

実施機関は、このうち公文書の一部(別表1に掲げる不開示部分)を条例第7条第1号及び第5号の不開示情報に該当することを理由に、一部開示決定を行ったものである。

審査請求人は、対象公文書3, 4, 5, 6, 7, 8, 10の不開示部分(以下、「本件不開示部分」という。)の開示を求めていることから、条例第7条第5号該当性について検討する。

イ 条例第7条第5号(審議, 検討に関する情報)について

条例第7条第5号は「県の機関, 国の機関, 独立行政法人等, 他の地方公共団体, 地方独立行政法人及び公社の内部又は相互間における審議, 検討又は協議に関する情報であって, 公にすることにより, 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ, 不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については不開示と定めている。

ウ 本件不開示部分の条例第7条第5条の該当性について

(ア) 対象公文書3の不開示部分について

対象公文書3は、本件開示請求に係る原子力防災情報交換会(以下、「本件会議」という。)における議題の一覧である。当審査会において当該公文書を見分したところ、別表2の①, ②, ③, ⑤が記載されており、不開示とされていたことが認められる。

実施機関は、上記3(2)のとおり、本件会議は、「原子力防災対策に関する共通する課題や地域特有の課題への対応などについて情報交換を行い、道府県相互に情報を共有することや道府県の連携強化を図り、原子力防災対策の充実強化に資することを目的」とした、担当者同士の意見交換の場である旨主張している。また、そのことから、会議の内容には、検討段階の未確定の情報も含まれており、公にすることにより、県民の誤解や憶測を招き、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれや、公になった場合、公になることを危惧して、今後の率直な意見交換が妨げられるおそれがある旨主張している。

上述のとおり、本件会議の目的、担当者同士の情報交換の場であることからすると、その会議の内容には各道府県の検討段階の未確定情報が含まれるという実施機関の主張に不合理な点はない。

しかしながら、①は、一般的な資料を作成する際の形式的な情報であり、本件会議の具体的内容を示すものではない。また、②、③、⑤についても、各道府県が提案した議題名及びその区分であり、各道府県の議題に関する具体的内容を示すものではないことから、これらを開示しても、県民の誤解や憶測を招いたり、今後の議題提案を躊躇うとは認め難い。

したがって、①、②、③、⑤について、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれや率直な意見交換が妨げられるおそれがあるという実施機関の主張には十分な理由がなく、当該情報は条例第7条第5号には該当しないため、開示すべきである。

(イ) 対象公文書4の不開示部分について

対象公文書4は、議題ごとの提案趣旨及び回答内容の一覧である。当審査会において当該公文書を見分したところ、別表2の①、③、④、⑤、⑥、⑦が記載されており、不開示とされていたことが認められる。

④、⑥、⑦は、各道府県が提案する議題の趣旨、提案県の状況及び各道府県の回答内容であり、各道府県の議題に関する対応状況を示すものである。原子力防災対策に関する共通する課題や地域特有の課題への対応などについて、各道府県が議題として提案していることから、当該内容には、各道府県が抱える課題に関する検討段階の未確定情報が含まれており、これらを開示すると、県民の誤解や憶測を招くことや、今後の議題提案を躊躇うという実施機関の主張は認められる。また、これらは上記(イ)で開示すべきと判断した③と照合することによって、議題の内容が明らかになるおそれがある。

したがって、④、⑥、⑦について、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれや率直な意見交換が損なわれるおそれがあるという実施機関の主張に不合理な点は見られないため、当該情報は条例第7条第5号に該当すると認められる。

なお、①、③、⑤は、上記(イ)と同様に、条例第7条第5号には該当しないため、開示すべきである。

(ウ) 対象公文書5の不開示部分について

対象公文書5は、議題ごとの追加質問及び回答内容の一覧表である。当審査会において当該公文書を見分したところ、別表2の①、②、③、④、⑤が記載されており、不開示とされていたことが認められる。

④は、上記(イ)と同様に、条例第7条第5号に該当すると認められる。

なお、①、②、③、⑤は、上記(イ)と同様に、条例第7条第5号には該当しないため、開示すべきである。

(㉔) 対象公文書6の不開示部分について

対象公文書6は、本件会議における議論の流れを記載した文書である。当審査会において当該公文書を見分したところ、別表2の①、⑧が記載されており、不開示とされていたことが認められる。

⑧は、議論の進め方であり、各道府県の議題に関する具体的内容を示すものではないことから、これらを開示しても、県民の誤解や憶測を招いたり、今後の議題提案を躊躇うとは認め難い。

したがって、⑧については、上記㉔と同様に、条例第7条第5号には該当しないため、開示すべきである。

また、①についても、上記㉔と同様に、条例第7条第5号には該当しないため、開示すべきである。

(㉕) 対象公文書7の不開示部分について

対象公文書7は、議題ごとの各道府県の提出資料とその一覧である。当審査会において当該公文書を見分したところ、別表2の①、⑤、⑨が記載されており、不開示とされていたことが認められる。

⑨は、議題に関する各道府県の提出資料やその資料名であり、上記㉔で開示すべきと判断した③と照合することによって、議題の内容が明らかになるおそれがあることから、④、⑥、⑦と同様にこれらを開示すると、県民の誤解や憶測を招くことや、今後の議題提案を躊躇うという実施機関の主張は認められる。また、上記3(1)のとおり、会議内容が本件会議の関係者限りで共有されているものであることを考慮すると、各道府県が今後の資料提出を躊躇うなど、率直な意見交換が損なわれるおそれが認められる。

したがって、⑨について、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれや率直な意見交換が損なわれるおそれがあるという実施機関の主張に不合理な点は見られないため、当該情報は条例第7条第5号に該当すると認められる。

なお、①、⑤は、上記㉔と同様に、条例第7条第5号には該当しないため、開示すべきである。

(㉖) 対象公文書8の不開示部分について

対象公文書8は、原子力規制庁に対する質問とその回答である。当審査会において当該公文書を見分したところ、別表2の①、④、⑦が記載されており、不開示とされていたことが認められる。

④、⑦は、上記㉔と同様に、条例第7条第5号に該当すると認められる。

なお、①は、上記㉔と同様に、条例第7条第5号には該当しないため、開示すべきである。

(㉗) 対象公文書10の不開示部分について

対象公文書10は、本件会議の出張復命書、議事録、会議復命書である。当審査会

において当該公文書を見分したところ、別表2の①、③、④、⑤、⑦、⑩、⑪、⑫、⑬が記載されており、不開示とされていたことが認められる。

⑩、⑪、⑫、⑬は、本件会議の概要（出席者、開催場所、日時等）や、各復命書の閲覧者といった情報であり、各道府県の議題に関する具体的内容を示すものではないことから、これらを開示しても、県民の誤解や憶測を招いたり、今後の議題提案を躊躇うとは認め難い。

したがって、⑩、⑪、⑫、⑬について、公にすることにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれや率直な意見交換が妨げられるおそれがあるという実施機関の主張には十分な理由がなく、当該情報は条例第7条第5号には該当しないため、開示すべきである。

また、①、③、⑤についても、上記(ウ)と同様に、条例第7条第5号には該当しないため、開示すべきである。

なお、④、⑦は、上記(イ)と同様に、条例第7条第5号に該当すると認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

実施機関において、本件処分に当たっては、条例第8条第1項で定められている部分開示の検討が適切に行われておらず、文書全体を黒塗りとした理由としては、不開示情報も含まれていることから不開示と判断した状況が判明した。

条例第8条第1項において、「開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」とされている。

開示決定通知書の不開示部分とその理由の提示については、不開示とした部分各々に明確に対応した不開示理由を示すべきところ、本件一部開示決定書の別紙においては、不開示とした部分の一部しか記載がなく、不開示とした部分及びその理由の提示について不十分であったことが認められる。

また、有意な情報が記録されていないというものの判断については、不開示とした部分を除いた残りの部分に記録されている情報の内容が、開示しても意味がないと客観的に判断すべきところ、その判断をした説明もなく、本件対象公文書を不開示としたことは、本件開示請求の部分開示の判断をおそらくにしたものであって、不十分であったことが認められる。

以上、これらのことは、開示請求に係る事務手続において、慎重さに欠ける不適切な対応であると言わざるを得ない。

したがって、実施機関においては、今後の開示請求への対応については、条例に従い、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、対象公文書を特定し、精査した内容に即し、慎重に開示決定等を行うとともに、開示決定等における不開示部分とその理由の提示について、

本答申は、情報公開・個人情報保護審査会条例第15条に基づき公表しています。

適切な対応が望まれる。

別表1 実施機関が不開示とした部分及び不開示理由

対象公文書	開示請求に係る公文書の名称等	不開示部分	不開示理由
対象公文書1	出席者一覧 (令和元～4年度)	〇〇県警察本部 職員の氏名	条例第7条第1号(個人に関する情報)に該当 当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しない。
対象公文書2	配席図 (令和元年度)	なし	なし
対象公文書3	議題一覧 (令和元～4年度)	議題内容	条例第7条第5号(審議、検討等に関する情報)に該当
対象公文書4	議題別一覧 (令和元～4年度)	議題内容	当該情報は、県の機関等相互間における検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものであることから不開示である。
対象公文書5	更に聞きたい内容 (令和元～4年度)	内容	
対象公文書6	各議題の議論の流れ (令和元～4年度)	議論の流れ	
対象公文書7	議題回答別紙 (令和元年度)	議題回答	
対象公文書8	議題No. 39「さらに聞きたい内容」 についての原子力規制庁回答 (令和元年度)	原子力規制庁の 回答	
対象公文書9	原子力防災情報交換会設置要綱	なし	なし
対象公文書10	原子力防災情報交換会議事録 出張復命書 会議復命書 (令和元～4年度)	交換会議事録, 出張復命書, 会議復命書の内容	条例第7条第5号(審議、検討等に関する情報)に該当 当該情報は、県の機関等相互間における検討に関する情報をまとめたものであって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に不利益を及ぼすおそれがあるものであることから不開示である。

別表2 開示すべき部分

対象公文書	対象公文書の名称等	不開示部分の内容	開示すべき部分
対象公文書3	議題一覧 (令和元～4年度)	①②③⑤	全て開示すべき
対象公文書4	議題別一覧 (令和元～4年度)	①③④⑤⑥⑦	④⑥⑦を除いた部分を開示すべき
対象公文書5	更に聞きたい内容 (令和元～4年度)	①②③④⑤	④を除いた部分を開示すべき
対象公文書6	各議題の議論の流れ (令和元～4年度)	①⑧	全て開示すべき
対象公文書7	議題回答別紙一覧 (令和元年度)	①⑤⑨	⑨を除いた部分を開示すべき
対象公文書8	議題No.39「さらに聞きたい内容」についての原子力規制庁回答 (令和元年度)	①④⑦	④⑦を除いた部分を開示すべき
対象公文書10	原子力防災情報交換会出張復命書 (令和元年度)	①③④⑤⑦⑩⑪⑫⑬	④⑦を除いた部分を開示すべき
	原子力防災情報交換会議事録 (令和2年度)		
	原子力防災情報交換会会議復命書 (令和4年度)		

※不開示部分の内容

- ①表紙, 標題, 資料番号, 項目名, 整理番号, 頁等
- ②議題を整理するために付された区分
- ③議題名
- ④議題内容, 趣旨
- ⑤道府県名
- ⑥提案道府県の状況
- ⑦回答内容
- ⑧議論の流れ
- ⑨議題ごとの添付資料名及び添付資料
- ⑩閲覧者, 出張者
- ⑪用務内容, 出張地, 出張期間
- ⑫復命事項
- ⑬回覧事項